

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月10日

佐世保市長 宮島 大典 殿



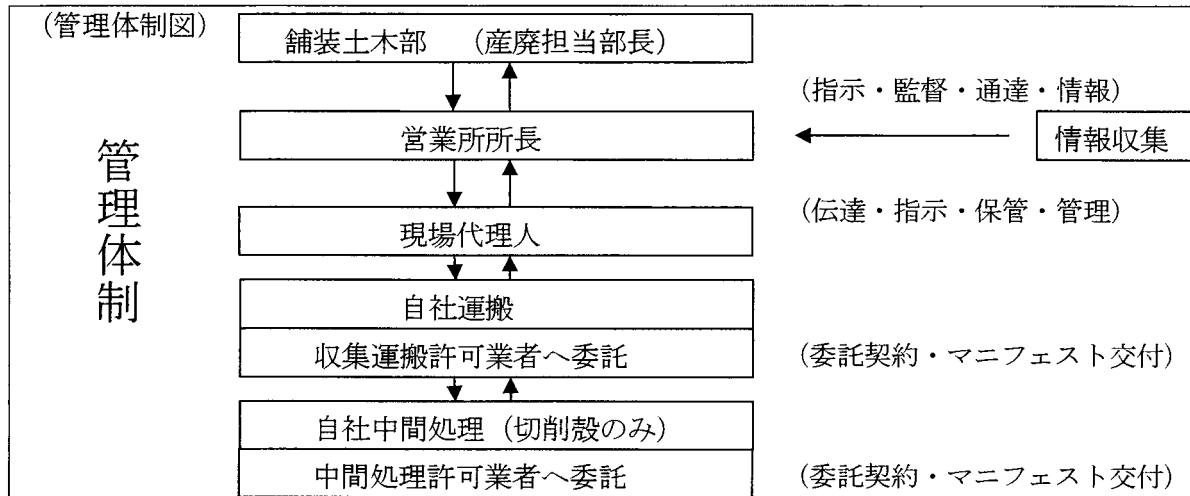
提出者

住 所 佐世保市天満町4番25号
氏 名 (株)山口組 代表取締役 前田秀樹
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (0956) 23-1141

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 山口組
事業場の所在地	長崎県佐世保市天満町4番25号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①・事業の種類	総合工事業
②事業の規模	2,500,000千円
③従業員数	100人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	Asがら発生 Coがら 自社中間処理 (切削殻のみ破碎) 直接委託中間処理 (破碎) 再生利用 再生利用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①・現状	【前年度 (2023年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排 出 量	9,618.83 t	t
	(これまでに実施した取組) 建設業の特性として、発注・受注量及び工事内容で変化が大きい。 従って、発注・受注形態で排出抑制は著しく異なる。 建設副産物の発生材は中間処理業者に処理委託するか、自社の中間処理 (切削ガラのみ) することで、再生資源利用に役立てる。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排 出 量	9,000.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 建設副産物の減量化、再利用、適正処理の目的を達成するために、発生量を実測により把握するように努め、排出の抑制は工法の改善等に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 道路工事 (舗装) を主体とする業種の関係上、アスファルト塊の発生材が多くを占める。従って分別した形で中間処理業者へ直接排出するか、或いは自社中間処理 (切削ガラのみ) をする。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 道路工事 (舗装) を主体とする業種のため、中間処理業者の受け入れ基準に適合するように分別の徹底に努め、再生利用率を高めるようにする。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	2,770.0 t	t
	（これまでに実施した取組） 現在、アスファルトの切削ガラのみを受け入れて、破碎し再生アスファルトとして利用している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	2,500.0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も、アスファルトの切削ガラを受け入れて、再生合材として再利用する。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	20
	全 処 理 委 託 量	6,848.83 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	6,848.83 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全処理委託量	6,500.0 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	6,500.0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 可能な限り優良認定処理業者から選定する。 電子マニフェストの導入を進めるためにも、電子マニフェスト対応可 能な処理業者を選定する。 委託先処理業者には、定期的に現地確認を実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。